

令和4年度
第11回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和5年2月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第11回八幡平市農業委員会総会議事録

| | | | | | | |
|--|----------------|------------------|-----|----------|-------|------|
| 告示年月日 | 令和5年2月15日 | | | | | |
| 告示事件 | 別紙告示写しのとおり | | | | | |
| 招集年月日 | 令和5年2月24日 | | | | | |
| 招集場所 | 八幡平市役所ホール棟大ホール | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣言 | 開会 | 令和5年2月24日 13時00分 | | | 議長 | 立柳 優 |
| | 閉会 | 令和5年2月24日 13時44分 | | | 議長 | 立柳 優 |
| 応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招 | 議席 番号 | 委員氏名 | 出欠席 | 議席 番号 | 委員氏名 | 出欠席 |
| | 1 | 日戸重雄 | ○ | 11 | 中村一彦 | ○ |
| | 2 | 田村昭雄 | ○ | 12 | 竹田和夫 | ○ |
| | 3 | 阿部正光 | ▲ | 13 | 工藤嘉充 | ○ |
| | 4 | 菊田健生 | ○ | 14 | 古川美枝子 | ○ |
| | 5 | 熊澤威人 | ○ | 15 | 向久保勉 | ○ |
| | 6 | 小山田和義 | ○ | 16 | 山本範夫 | ○ |
| | 7 | 國司功 | ○ | 17 | 大森直子 | ○ |
| | 8 | 松村勝彦 | ○ | 18 | 三浦美恵子 | ○ |
| | 9 | 吉田晃 | ○ | 19 | 立柳優 | ○ |
| 10 | 高橋栄光 | ○ | | | | |

| | | | | |
|---|-------------------|-------|------------|------|
| 議事録署名委員 | 議席番号 1番 | 日戸重雄 | 議席番号 2番 | 田村昭雄 |
| 八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名 | 職名 | 氏名 | | |
| | 事務局長 | 田村春彦 | | |
| | 事務局長補佐 兼農業振興係長 | 立花浩 | | |
| | 農地調整係長 | 佐々木和查 | | |
| | 農地調整係主事 | 澤口頼太 | | |
| | 農地調整係主事 | 恩賀ひとみ | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議事次第 | 別紙のとおり | | | |
| 附議事件 | 別紙、議事次第に同じ | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号3番阿部正光委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第11回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、1番 日戸重雄 委員、2番 田村昭雄 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第11回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第11回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年2月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和4年度第11回総会について

3項目め。令和4年度八幡平市に対する意見の回答について

以上、3項目の内容について、事務局から説明を行いました。

なお、関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

次のページの左上、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等について、協議を行った結果、3月9日午前10時00分に決定となりました。

2項目め。令和5年度主要行事予定について、内容について協議を行ったところ、次のページの下側に記載した通りとなりました。

次のページの左上、3項目め。令和4年度第2回農地利用最適化推進検討会の開催について、内容について協議を行ったところ、中ほどに記載したとおり決定され、本日午後3時からの開催となったものです。

続きまして、4項目め。農業経営基盤強化促進法の利用権設定の業務変更について、内容について協議を行ったところ、次のページの下側に記載した通りとなりました。

以上、4項目について協議を行いました。改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より「2項目め」と「4項目め」の説明を行う事としております。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

次のページの左上、5情報提供等となります。

小山田委員より質問が出され、運営委員及び事務局により情報交換が行われました。

続いて、立柳会長から情報提供が行われ、運営委員により情報交換が行われました。

続いて、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和4年度第11回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和5年2月24日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第11回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の10ページをご覧ください。

令和5年1月25日から令和5年2月23日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧4番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

かたかっこ5番ですが、今回、制限の例外が3件あります。全て農地に楽天モバイル株式会社の

無線基地局を設置する申請です。無線基地局設置に関連して、3件とも周辺に資材置場や駐車場利用等による農地法5条一時転用の申請も来ています。詳しくは後で5条議案の際に説明いたします。

また、農地法5条許可処分取消願いの申請も提出されました。令和4年9月7日に岩手県より許可が出た案件です。さらにこの申請後に5条転用の再申請が提出されました。取消願い及び再申請については、後で5条議案の際に説明いたします。

次に、かた括弧6番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は2月14日の火曜日でございます、17件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の16番委員山本範夫委員、農業委員の17番委員大森直子委員、推進委員の西根南地区の8番委員高橋秀美委員、推進委員の西根北地区の6番委員津志田明夫委員の4名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と澤口主任と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は7件です。

申請番号1：平笠第10地割86-1、田、282㎡を含む3筆2,863㎡です。賃貸借権設定です。申

請地は今まで譲受人が水稻及び牧草を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号2：荒木田第3地割45-18、畑、9,149㎡を含む19筆31,417㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲渡人が貸借契約していた農業者が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号3：松尾第1地割516、畑、12,348㎡を含む30筆103,049㎡です。親子間の使用貸借権設定です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。なお、本申請は、先月第10回総会で相続時精算課税制度の誤認識により贈与を取り下げた申請です。

申請番号4：大更第4地割288、田、1,964㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号5：帷子第8割191、田、397㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号6：野駄第20割75、田、307㎡を含む5筆2,288㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人の子が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。なお、令和4年度は、後藤川地区基盤整備対象農地として工事中です。

申請番号7：平笠第23地割56-2、田、439㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利設定後も同様に管理予定です。

次の4ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

なお、今回総会までで許可が出た案件については、八幡平市農業再生協議会事務局農林課に提出する水稻生産実施計画書兼営農計画書に反映されることを申し添えます。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号17番 大森直子 委員に願います。

17番（大森委員）

17番 大森直子です。

申請番号1番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約200m以内の地点です。現況は、水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号2番ですが、位置は、寺田小学校から西へ約3km以内の地点です。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、JR松尾八幡平駅から西へ約2.1km以内の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、JR東大更駅から西へ約1kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、寺田小学校から南東へ約450mの地点です。現況は、水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号6番ですが、位置は、八幡平市役所から南西へ約300mの地点です。現況は、後藤川地

区基盤整備の対象農地として工事中でしたが、整備後は、水稻を作付予定とのことでした。

申請番号7番ですが、位置は、西根 I.C から北西へ約 1.4 k m の地点です。現況は、保全されておりまして。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（澤口主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は4件になります。

申請番号1：松尾第4地割10、畑、4,354 m²の一部633.43 m²です。転用の目的は、使用貸借の設定による携帯電話基地局建設に伴う資材置場等で12カ月間の一時転用です。内容は、資材置場、作業ヤード、クレーンヤード、通路等が計画されております。

申請番号2：上の山324-1、畑、1,780 m²の一部711.8 m²です。転用の目的は、使用貸借の設定による携帯電話基地局建設に伴う資材置場等で12カ月間の一時転用です。内容は、資材置場、作

業ヤード、クレーンヤード、通路等が計画されております。

申請番号3：山岸 59-3、畑、5,873 m²の一部 885.42 m²です。転用の目的は、使用貸借の設定による携帯電話基地局建設に伴う資材置場等で 12 カ月間の一時転用です。内容は、資材置場、作業ヤード、クレーンヤード、通路等が計画されております。

申請番号4：田頭第 17 地割 99-1、畑、377 m²です。転用の目的は、売買による一般住宅の建築です。内容は、居宅、車庫、庭・通路が計画されております。

本案件は、令和 4 年 7 月総会案件で、令和 4 年 9 月 7 日付けで許可となったものと同様の内容となります。今回、改めて申請することになった経緯について簡単に説明させていただきます。本案件は分筆及び所有権移転を伴うものであったことから、農地転用許可後、事業完了時に分筆登記及び所有権移転登記を行う予定でしたが、昨年 12 月に分筆登記は完了したものの、所有権移転登記が出来なかったものです。申請者が許可権者である県の転用担当者に相談し、確認したところ、1 筆の農地の一部について所有権移転をしようとする場合には、分筆前ではなく、分筆後に転用許可申請を行う必要があった事が判明しました。このことから、許可処分の取消申請と同時に再度転用許可申請を行うよう提案がなされ、2 月 3 日付けで許可処分の取消願書と転用許可申請書の提出がなされたものです。

よって、本案件は追認案件となります。

関係資料の 3 ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号 1 番から 3 番は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3 年以内の一時転用については許可が認められております。

申請番号 4 番ですが、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 17 番 大森直子 委員にお願いします。

17 番（大森委員）

17 番 大森直子です

申請番号 1 番ですが、位置は松尾八幡平駅から西へ約 1.7 km の地点です。現況は畑で保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は安代インターチェンジから西へ約 1.1 km の地点です。現況は畑で保全されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は安代インターチェンジから北東へ約 4.5 km の地点です。現況は畑で保全されておりました。

申請番号 1 番から 3 番は中継基地局の予定地であり、工事用の仮設用地を確保する必要があることから選定したとのことでした。

申請番号 4 番ですが、位置は田頭小学校から西へ約 1 km の地点です。現況は、住宅が建築され

ておりました。申請地は、道路に面しており、利便性も高いことから選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（澤口主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

関係資料3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：上の山391、田、941㎡です。現況は雑種地化しておりました。

申請番号2：上の山406、田、256㎡です。現況は雑種地化しておりました。

申請番号3：大更第15地割5-72、畑、2,067㎡を含む12筆12,371㎡です。現況は雑種地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 17 番 大森直子 委員にお願いします。

17 番（大森委員）

17 番の大森直子です。

申請番号 1 番ですが、位置は安代インターチェンジから北西へ約 160m の地点です。現況は雑種地化しておりました。申請地は申請者の父親が平成 10 年頃から耕作しなくなったことで雑種地化したとのことでした。

申請番号 2 番ですが、位置は安代インターチェンジから北東へ約 170m の地点です。現況は雑種地化しておりました。申請地は申請者の父親が平成 10 年頃から耕作しなくなったことで雑種地化したとのことでした。

申請番号 3 番ですが、位置は大更小学校から南東へ約 1.2 km の地点です。現況は雑種地化しておりました。対象地は西根浄化センターの処理槽増設計画地でしたが、処理槽を増やす見込みがなくなり、土地の賃貸借を検討する必要が生じたため、今回の申請に至ったとのことでした。

申請番号 1 番、2 番は非農地化してから 20 年以上経過し、農地へ復元が不可能であること。申請番号 3 番は農地統制の適用を受けずに、非農地化された農地であることから、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをご覧ください。

今月の申請は74件で、全件新規の申請です。賃貸借権設定は59件、そのうち中間管理機構を通じた申請が47件です。使用貸借権設定は12件で、すべてが中間管理機構を通じた申請です。所有権移転は3件、そのうち中間管理機構を通じた申請が2件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～4番は西根南地区に係る申請です。

申請番号5番～9番は西根北地区に係る申請です。

申請番号10番～12番は安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号13番は安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への一時貸付または転貸での賃貸借権設定です。

申請番号14番～30番は西根南地区に係る申請です。

申請番号31番～39番は西根北地区に係る申請です。

申請番号40番～48番は松尾地区に係る申請です。

申請番号49番～60番は安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号61番～62番は西根南地区に係る申請です。

申請番号63番～66番は西根北地区に係る申請です。

申請番号67番～70番は松尾地区に係る申請です。

申請番号71番～72番は安代地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号73番は西根北地区に係る申請です。

申請番号74番は安代地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の29ページに掲載しておりますので、ご確認願います。

なお、今回総会までで許可が出た案件については、八幡平市農業再生協議会事務局農林課に提出する水稻生産実施計画書兼営農計画書に反映されることを申し添えます。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いた

します。

まず、申請番号1番、15番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号15番 向久保勉 委員の退席を求めます。

(15番 向久保 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号1番、15番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号1番、15番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号1番、15番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号15番 向久保勉 委員の着席を求めます。

(15番 向久保 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

次に、申請番号25番、26番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

(13番 工藤 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号25番、26番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号25番、26番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号25番、26番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号13番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

(13番 工藤 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

次に、申請番号34番、73番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号5番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

(5番 熊澤 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号34番、73番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号34番、73番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号34番、73番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号5番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

(5番 熊澤 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

次に、申請番号39番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 中村一彦 委員の退席を求めます。

(11番 中村 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号39番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号39番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号39番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号11番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(11番 中村 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

次に、申請番号57番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及

び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号17番 大森直子 委員の退席を求めます。

(17番 大森 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号57番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号57番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号57番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号17番 大森直子 委員の着席を求めます。

(17番 大森 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号1番、15番、25番、26番、34番、39番、57番、73番を除く議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号1番、15番、25番、26番、34番、39番、57番、73番を除く議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号1番、15番、25番、26番、34番、39番、57番、73番を除く議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

5 閉会（13時44分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第11回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月24日

会 長 _____

1 番委員 _____

2 番委員 _____

令和4年度

第11回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年2月24日（金）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第11回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5 閉 会